

平成 30 年第 1 回
紀南環境広域施設組合議会定例会会議録（第 1 号）
平成 30 年 2 月 22 日（木曜日）

○議事日程（第 1 号）

平成 30 年 2 月 22 日（木曜日）午後 1 時 00 分 開会

- 第 1 議席の指定について
- 第 2 会議録署名議員の指名について
- 第 3 会期の決定について
- 第 4 1 定議案第 1 号 紀南環境広域施設組合個人情報保護条例の一部改正について
- 第 5 1 定議案第 2 号 土地の取得について
- 第 6 1 定議案第 3 号 平成 29 年度紀南環境広域施設組合一般会計補正予算（第 1 号）
- 第 7 1 定議案第 4 号 平成 30 年度紀南環境広域施設組合一般会計予算

○会議に付した事件

日程第 1 から日程第 7 まで

20 番 中 岩 和 子 君
21 番 久 原 拓 美 君
23 番 大 屋 一 成 君
24 番 淡 佐 口 幸 男 君
25 番 長 脊 守 君
26 番 結 城 力 君

○議員定数 26 名

○欠 員 0 名

○出席議員の氏名（23 名）

議席番号	氏 名
1 番	安 達 克 典 君
2 番	橘 智 史 君
3 番	小 川 浩 樹 君
4 番	松 上 京 子 君
5 番	尾 花 功 君
6 番	中 本 賢 治 君
7 番	高 田 盛 行 君
8 番	久 保 浩 二 君
9 番	松 畑 玄 君
10 番	辻 本 宏 君
11 番	北 谷 清 治 君
12 番	竹 本 栄 次 君
13 番	溝 口 耕 太 郎 君
14 番	辻 成 紀 君
15 番	山 本 明 生 君
17 番	岡 本 克 敏 君
19 番	曾 根 和 仁 君

○欠席議員（3 名）

16 番 畑 山 豊 君
18 番 大 竹 繁 和 君
22 番 山 下 雅 久 君

○説明のため出席した者の職氏名

職 名	氏 名
管 理 者	真 砂 充 敏 君
副 管 理 者	田 岡 実 千 年 君
副 管 理 者	小 谷 芳 正 君
副 管 理 者	奥 田 誠 君
副 管 理 者	岩 田 勉 君
副 管 理 者	西 前 啓 市 君
白 浜 町 副 町 長	林 一 勝 君
串 本 町 副 町 長	清 野 武 志 君
那 智 勝 浦 町 住 民 課 長	田 中 逸 雄 君
太 地 町 総 括 課 長	漁 野 洋 伸 君
会 計 管 理 者	杉 若 美 津 子 君

事務局 長 小 郷 彰 豊 君
事務局 次 長 中 芝 哲 也 君
計画 推進 係 長 廣 田 剛 君
総務 管理 係 企 画 員 狼 谷 慎 一 君
計画 推進 係 主 査 谷 本 俊 英 君
田辺 市 市 民 環 境 部 長 松 場 聡 君
新宮 市 生 活 環 境 課 長 岩 崎 誠 剛 君
みなべ 町 生 活 環 境 課 長 西 口 文 治 君
白浜 町 生 活 環 境 課 長 玉 置 孔 一 君
上富田 町 住 民 生 活 課 長 原 宗 男 君
すさみ 町 環 境 保 健 課 長 坂 本 久 司 君
太地 町 住 民 福 祉 課 長 森 尾 伸 君
串本 町 住 民 課 長 西 山 清 志 君
古座川 町 税 務 住 民 課 主 事 渡 瀬 悠 司 君

○書記出席者

書 記 田 上 文 啓 君

午後 1時00分 開 会

○議長（小川浩樹君）

皆さん、こんにちは。

ただいまの出席議員は23名であります。

地方自治法第113条の規定による定足数に達しておりますので、ただいまから本日招集の平成30年第1回紀南環境広域施設組合議会定例会を開会いたします。

なお、16番 畑山豊君、18番 大竹繁和君、22番 山下雅久君、から欠席の届け出がありましたので、御報告いたします。

○議長（小川浩樹君）

それでは、日程に先立ち、管理者から本定例会の招集挨拶のため、発言を求められておりますので、これを許可いたします。

管理者 真砂充敏君。

○管理者（真砂充敏君）

定例会開会にあたり、一言御挨拶を申し上げます。

本日、平成30年第1回定例会を招集しましたところ、議員の皆様方におかれましては、公私にわたり、御多忙な中、御参集いただき、まことにありがとうございます。

さて、すでに皆様方におかれましては、組合事務局、又は、貴市町の組合担当職員を通じての速報などによって、御承知の通り、本組合では用地の交渉を終えたことから、去る2日に稲成町内会様との間で本組合が稲成地内に処分場を建設することに合意する「建設同意協定書」を締結させていただきました。

今もって振り返ってみますと、処分場建設のための具体的な取り組みを開始したのが、本組合の前進である紀南環境整備公社を設立した平成17年7月からでございます。

そうしたことから、これまで約13年間、本当に長い年月でありました。

しかし、このたびの建設同意により、組合関係市町はじめ、紀南地域の産業界なども念願であった広域の処分場建設が具現化に向かって進んでまいることになります。

これもひとえに、建設をお認めくださいました稲成町内会様のお陰であり、町内会様には本組合執行機関を代表しまして、この場をお借りし、改めて心より深く感謝しますとともに、厚く御礼申し上げる次第です。

私は、このたび町内会様との合意に至った大きな要因は、住民の皆様による当紀南地域における喫緊の課題である廃棄物問題への格別な御理解と併せ、もう一つは、何と申しましても、私ども本組合との信頼関係あつてのものと考えてございます。

このため、本組合としましては、このたびの結果に安堵することなく、処分場は田辺市内での設置となりますが、10市町いずれにおいても、これまで以上にごみ問題はお互いの町の共通課題であるといった当事者意識を高め、これからまた新たなスタートであるという気持ちで、組合一丸となって、より住民の皆様信頼していただける処分場の建設はじめ、広域行政に取り

組んでまいることが大切であると考えておりますので、議員の皆様方におかれましては、今後とも、より一層の御理解と御協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

結びとなりましたが、本日の議案といたしましては、条例改正が1件のほか、土地の取得及び予算関係2件の併せて計4件でございます。

よろしく御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。招集の御挨拶とさせていただきます。

以上でございます。

○議長（小川浩樹君）

それでは、お手元に配付の日程により、本日の会議を開きます。

○議長（小川浩樹君）

この場合、議事の進行上、このたび新たに選出されました議員各位には仮議席を指定しておりますが、その仮議席は、ただいま着席の議席といたします。

それでは、前回の定例会以降、那智勝浦町、太地町において、新たに選出されました2名の議員について、事務局より御紹介いたさせます。

事務局長、小郷彰豊（おごう あきとよ）君。

○事務局長（小郷彰豊君）

はい、議長。番外局長、小郷。

それでは命によりまして、私の方から新たに各町議会から選出され、本組合議会議員になりました皆様方を仮議席順に御紹介申し上げます。

まことに恐れ入りますが、議員の皆様方には、その都度、自席にて自己紹介をお願いいたします。

那智勝浦町議会の曾根和仁議員です。

○曾根和仁議員

曾根です。

よろしくお願いいたします。

○事務局長（小郷彰豊君）

太地町議会の久原拓美議員です。

○久原拓美議員

久原です。

よろしくお願いいたします。

○事務局長（小郷彰豊君）

以上のとおり、那智勝浦町、太地町からそれぞれ1名の計2名であります。

ありがとうございました。

日程第1 議席の指定について

○議長（小川浩樹君）

それでは、日程に入ります。

日程第1 議席の指定を行います。

今回、新たに選出されました議員の議席を本組合議会会議規則第4条第2項の規定により、指定いたします。

議員の指名と議席番号を朗読いたさせます。

事務局長、小郷彰豊君。

○事務局長（小郷彰豊君）

はい、議長。番外局長、小郷。

それでは命によりまして、新しく選出されました2名の議員の議席を朗読いたします。

19番 那智勝浦町 曾根和仁君、21番 太地町 久原拓美君、以上でございます。

○議長（小川浩樹君）

ただいま朗読のとおり、議席を指定いたします。

日程第2 会議録署名議員の指名について

○議長（小川浩樹君）

続いて、日程第2 会議録署名議員の指名を行います。

組合議会会議規則第104条の規定により、本定例会の会議録署名人として、14番 辻成紀君、24番 淡佐口幸男君、以上、2人の諸君を、また、会議録署名議員の予備議員として、1番 安達克典君、25番 長脊守君、以上、2人の諸君を指名いたします。

日程第3 会期の決定について

○議長（小川浩樹君）

次に、日程第3 会期の決定についてを上程いたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日1日間といたします。

これに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小川浩樹君）

異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日1日間と決定いたしました。

日程第4 1定議案第1号 紀南環境広域施設組合個人情報保護条例の一部改正について

○議長（小川浩樹君）

日程第4 1定議案第1号 紀南環境広域

施設組合個人情報保護条例の一部改正についてを上程いたします。

提出者の説明を求めます。

管理者 真砂充敏君。

○管理者（真砂充敏君）

1定議案第1号 紀南環境広域施設組合個人情報保護条例の一部改正につきましては、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決をお願いするものであります。

詳細につきましては、事務局長から説明させていただきますので、御審議の上、御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（小川浩樹君）

続いて、補足説明を求めます。

事務局長 小郷彰豊君。

○事務局長（小郷彰豊君）

はい、議長。番外局長、小郷。

1定議案第1号についての補足説明をさせていただきます。

議案書の1ページをお願いします。

紀南環境広域施設組合個人情報保護条例の一部改正についてであります。

本件につきましては、国の行政機関を対象とする行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の一部改正に準じ、個人情報に関する定義規定の見直しを図るほか、所要の改正を行うものであります。

具体的な改正内容としましては、まず、例えで申しますと、指紋データや旅券番号など、いわゆる、「個人識別符号」について、個人情報に該当することを明確化するため、定義規定を設けるものであります。

また、思想や信条及び信教に関する個人情報並びに人種や病歴など社会的差別の原因となるおそれのある個人情報について「要配慮個人情報」に改めるなど、所要の改正を行うものであ

ります。

以上でございます。

御審議の上、御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（小川浩樹君）

説明が終了いたしました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小川浩樹君）

質疑なしと認めます。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小川浩樹君）

討論なしと認めます。

それでは、お諮りいたします。

1定議案第1号は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小川浩樹君）

異議なしと認めます。

よって、1定議案第1号は、可決いたしました。

日程第5 1定議案第2号 土地の取得について

○議長（小川浩樹君）

続いて、日程第5 1定議案第2号 土地の取得についてを上程いたします。

提出者の説明を求めます。

管理者 真砂充敏君。

○管理者（真砂充敏君）

1定議案第2号 土地の取得については、紀南環境広域施設組合議会の議決に付きなければならない契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決をお願いするものであります。

詳細につきましては、事務局長から説明いたさせますので、御審議の上、御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（小川浩樹君）

続いて、補足説明を求めます。

事務局長 小郷彰豊君。

○事務局長（小郷彰豊君）

はい、議長。番外局長、小郷。

1定議案第2号 土地の取得について御説明申し上げます。

議案書の3ページでございます。

本組合では、平成27年5月から処分場建設に要する事業用地、約15haの取得に係る地権者でいらっしゃる1法人と54名方との交渉を、鋭意、進めてまいりました。

そして、昨年8月の定例会でも御説明のとおり、交渉を終えていない方は、あと、もうお一方となっていました。

そうした中、昨年末において、その方との交渉も終えることができました。

そのため、本日ここに紀南環境広域施設組合議会の議決に付きなければならない契約及び財産の取得、又は処分に関する条例第3条の規定に従い、その方の土地を取得するための議決をお願いするものであります。

この議決を受けることで、長年にわたり、取り組んでまいりました処分場設置に向けた建設に要する事業用地の取得を完了することができますので、どうかよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（小川浩樹君）

説明が終了いたしました。
これより質疑に入ります。
質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（小川浩樹君）

質疑なしと認めます。
これより、討論に入ります。
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（小川浩樹君）

討論なしと認めます。
それでは、お諮りいたします。

1 定議案第 2 号は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（小川浩樹君）

異議なしと認めます。
よって、1 定議案第 2 号は、可決いたしました。

日程第 6 1 定議案第 3 号 平成 29 年度紀南環境広域施設組合一般会計補正予算（第 1 号）

○議長（小川浩樹君）

続いて、日程第 6 1 定議案第 3 号 平成 29 年度紀南環境広域施設組合一般会計補正予算（第 1 号）を上程いたします。

提出者の説明を求めます。

管理者 真砂充敏君。

○管理者（真砂充敏君）

1 定議案第 3 号 平成 29 年度紀南環境広域施設組合一般会計補正予算（第 1 号）につきまして、地方自治法第 96 条第 1 項第 2 号の規定に

より議会の議決をお願いするものでございます。

一般会計補正予算は、既定予算に歳入歳出それぞれ 1,550 万 8 千円を減額し、歳入歳出それぞれ 2 億 3,571 万円とする補正予算を行うものです。

詳細につきましては、事務局長から説明いたさせますので、御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小川浩樹君）

続いて、補足説明を求めます。

事務局長 小郷彰豊君。

○事務局長（小郷彰豊君）

はい、議長。番外局長、小郷。

1 定議案第 3 号につきまして、補足説明をさせていただきます。

議案書は 5 ページでございます。

まず、今回の補正予算の概要から申し上げますと、人事異動に伴い正職員の員数が減ったことと事業用地の取得が完了したことによって生じてまいります平成 29 年度一般会計予算のうち、人件費及び公有財産購入費等並びに関連する構成市町の負担金や県補助金などの不用額について、減額をお願いするものであります。

そこで、ただいまごらんの 5 ページでございますが、1 定議案第 3 号 平成 29 年度紀南環境広域施設組合の一般会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,550 万 8 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 億 3,571 万円とする。

第 2 項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

ということで、各款項ごとの補正額につきましては、第 1 表 歳入歳出予算補正として、次のページに掲載していますので、これより御説明いたします。

では、6ページでございます。

まず、歳入の表からでございますが、1款 分担金及び負担金 1項 負担金について、補正前の額が2億4,156万8千円で、補正額がマイナス1,512万1千円のため、計は2億2,644万7千円となります。

次に、2款 県支出金 1項 県補助金について、補正前の額が465万9千円で、補正額がマイナス19万4千円のため、計は446万5千円となります。

更に、4款 繰入金 1項 基金繰入金については、補正前の額が466万2千円で、補正額がマイナス19万3千円のため、計は446万9千円であります。

したがって、歳入合計は補正前の額2億5,121万8千円に、補正額1,550万8千円を減額しますので計2億3,571万円となります。

そして、その下の表、歳出でございますが、3款 衛生費 1項 清掃費について、補正前の額が2億2,672万6千円で、補正額がマイナス1,550万8千円のため、計2億1,121万8千円であります。

したがって、歳出合計としましては補正前の額2億5,121万8千円に、補正額1,550万8千円を減額しました計2億3,571万円となります。

続きまして、7ページをお願いします。

歳入につきまして、御説明いたします。

1歳入 1款 分担金及び負担金 1項 負担金 1目負担金 2節 衛生費負担金につきましては、ごみ量割100%で、構成市町の負担金を算出しているものでありますが、人件費の減額や公有財産購入費等による不用額に伴い、マイナス1,512万1千円を計上しているものでございます。

次に、2款 県支出金 1項 県補助金 1目 衛生費県補助金 1節 清掃費補助金、マイナス19万4千円につきましては、例年、一般会計予算に係る事務費や公有財産購入費など、処分場整備に要する経費の一部に充当するため、「廃棄物処理施設整備等事業費補助金」として、

県から受けている補助金でございますが、このたび事業用地としての土地の取得完了に基づき、衛生費における不用となった公有財産購入費と補償補填及び賠償金を減額することにより、併せて減額するものであります。

さらに、8ページをごらんください。

4款 繰入金につきましては、産業界負担分として、一旦、県が負担し、一括交付のもと、本組合が積み立てている「廃棄物最終処分場運営適正化基金」のことでございますが、今さっき御説明しました県支出金同様、処分場整備に要する経費の一部へ充当のため、取り崩しているものであります。

このため、マイナス19万3千円につきましては、当該基金から繰入れた費用のうち、県支出金と同じく、衛生費における公有財産購入費と補償補填及び賠償金を減額することにより、併せて減額するものであります。

以上が歳入でありまして、続いて歳出を御説明いたします。

次の9ページでございます。

3款 衛生費 1項 清掃費 1目 広域最終処分場整備事業費 2節 給料におけるマイナス455万円、その次の3節 職員手当等におけるマイナス206万3千円、それに、4節 共済費におけるマイナス116万円につきましては、正職員が1人減となったことに伴い、その1人分の給料、諸手当等人件費について、減額するものであります。

また、17節 公有財産購入費におけるマイナス687万8千円につきましては、事業用地としての土地の取得が完了したことに伴う不用額について減額するとともに、22節 補償補填及び賠償金マイナス85万7千円につきましても、同様、土地の取得完了に伴って生じる樹木補償などに係る不用額について、減額するものであります。

以上で、1定議案第3号の補足説明を終わらせていただきます。

どうか、よろしく御願いいたします。

○議長（小川浩樹君）

説明が終了いたしました。
これより質疑に入ります。
質疑はありませんか。
（「なし」の声あり）

○議長（小川浩樹君）

質疑なしと認めます。
これより、討論に入ります。
討論はありませんか。
（「なし」の声あり）

○議長（小川浩樹君）

討論なしと認めます。
それでは、お諮りいたします。
1定議案第3号は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）

○議長（小川浩樹君）

異議なしと認めます。
よって、1定議案第3号は、可決いたしました。

日程第7 1定議案第4号 平成30年度紀南環境広域施設組合一般会計予算

○議長（小川浩樹君）

続いて、日程第7 1定議案第4号 平成30年度紀南環境広域施設組合一般会計予算を上程いたします。
提出者の説明を求めます。
管理者 真砂充敏君。

○管理者（真砂充敏君）

1定議案第4号 平成30年度紀南環境広域施設組合一般会計予算につきまして、地方自治

法第96条第1項第2号の規定により議会の議決をお願いするものでございます。

一般会計の歳入歳出予算総額は、それぞれ3億567万円と定め、加えて債務負担行為の設定を行うものです。

詳細につきましては、事務局長から説明いたさせますので、御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小川浩樹君）

続いて、補足説明を求めます。
事務局長 小郷彰豊君。

○事務局長（小郷彰豊君）

はい、議長。番外局長、小郷。

1定議案第4号につきまして、補足説明をさせていただきます。

議案書の10ページをお願いします。

1定議案第4号 平成30年度紀南環境広域施設組合の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3億567万円と定める。

第2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」によるものであります。

そうしたことから、第1条及び同条第2項に関する歳入及び歳出予算の内容につきましては、次の11ページに款項ごとに計上しています。

また、第2条の「第2表 債務負担行為」の内容につきましては12ページに、かつ、その負担行為に関する翌年度以降にわたる支出等に関するものは、最終ページの前の26ページに記載させていただいております。

さて、そうした上で、本年度予算の詳細につきまして、御説明させていただく前に、まずも

って本年度予算の概要から申し上げますと、去る2月における稲成町内会様との建設同意締結を受け、本年度におきましては、通常の人件費や事務所経費とは別に、処分場設置のゴールに向けて、いよいよ最後のステージとなる建設工事に関連する予算を計上させていただいているものであります。

そこで、一旦、ここでは本年度予算の増額合計のみの説明でございますが、13ページから14ページにかけての歳入歳出予算事項別明細書の総括に記すとおり、本年度の予算額は、前年度の予算額と比較しますと、トータル5,445万2千円増となっておりますので、どうかよろしくお願いいたします。

それでは、詳細に入りますが、歳入から御説明いたします。

15ページをお願いします。

まず、分担金及び負担金でございますが、総務費負担金として2,485万2千円、衛生費負担金として2億1,272万1千円を計上しております。この総務費負担金につきましては、本組合負担金条例に従い、歳出の議会費、総務費、予備費に関する経費について均等割5%、ごみ量割95%をもって構成市町の負担金といたしております。

また、衛生費負担金につきましても、同じく本組合負担金条例に従い、歳出の衛生費に関する経費について、ごみ量割100%をもって構成市町の負担金といたしております。

よって、本年度における負担金の総額は2億3,757万3千円となり、前年度より399万5千円減となっております。

続いて、16ページをお願いします。

まず、国庫支出金につきましては、5,758万1千円を計上しております。これは、「循環型社会形成推進交付金」と申しまして、本組合が最終処分場を整備するにあたって、その制度に基づき、見込んでいた国からの交付金であります。前年度は項目がなく0円のため、前年度との比較は5,758万1千円増となっております。

次に、県支出金でございますが、509万5千円を計上しております。

これは先の1定議案第3条における7ページのところでも御説明のとおり、県から受けている「廃棄物処理施設整備等事業費補助金」であります。

これは、本年度に係る工事請負費など処分場整備に要する経費の一部として充当するもので、前年度と比較しまして43万6千円増となっております。

続いて、財産収入につきましては、次の17ページにまたがっておりますが、32万2千円を計上しております。

これは、本組合の前進である「財団法人紀南環境整備公社」からの寄附金に基づく「施設整備事業基金積立金」及び先の1定議案第3号における8ページのところでも御説明のとおり、「廃棄物最終処分場運営適正化基金」積立による利息分の収入でありまして、前年度と比較して6千円減となっております。

次に、繰入金でございますが、509万8千円を計上しております。

これは、先の県支出金同様、処分場整備に要する経費の一部として充当するため、基金として積み立てている「廃棄物最終処分場運営適正化基金」から、本年度取り崩す分ではありますが、前年度と比較して43万6千円増となっております。

続いて、いちばん下段の表、諸収入につきましては、臨時職員の雇用保険料自己負担分を受け入れるもので、前年度同様1千円を計上しております。

では、次に歳出について御説明いたします。

めくって18ページでございます。

まず、最初は議会費でございますが、議員報酬や議会活動及び運営に要する経費として60万5千円を計上しています。

前年度予算額は62万2千円でありましたので、比較すると1万7千円減となっております。

続いて、同じく 18 ページの真ん中付近から、次の 19 ページにかけての総務費でございます。

本年度予算額は 2,342 万 9 千円で、これは組合執行機関の正副管理者などへの報酬ほか、人件費や事務費などの経費を計上しているものであります。

前年度予算額は 2,287 万円でありましたので、比較すると 55 万 9 千円増となっております。

その主な理由としましては、人員体制は前年度と同じく、正職員 2 人、臨時職員 1 人の員数 3 人ですが、その 3 人分の給料、諸手当等人件費を合わせて増となっていることが要因でございます。

続きまして、20 ページから 21 ページにかけての衛生費でございます。

本年度予算額は 2 億 8,063 万 6 千円で、これは人件費や事務費のほか、処分場建設に係る委託料や工事請負費などに関する費用を計上しているものであります。

前年度予算額 2 億 2,672 万 6 千円に対し、本年度は 5,391 万円増となっております。

この予算は、冒頭の本年度予算の概要はじめ、今先ほどにおける御説明のとおり、処分場建設に係る工事に関連する費用が多分に計上されています。

具体的に申しますと、いよいよ工事に着工するため、工事前における周辺家屋への工損調査などに要する委託料のほか、事業用地内等に存在する物件、この場合、電柱でございますが、その移転なども必要となつてまいるため、移転補償費も計上させていただいています。

そして、建設工事自体、そのものについてでございますが、「埋立処分地建設工事」における工事請負費の一部を計上させていただいているものであります。

そこで、処分場が完成するまで、工事だけに要する年月、つまり、工事に先駆け、約半年以内と想定する入札等各般手続きを除く、実際工事に着工してから処分場が全部完成するまでの期間（工期）でございますが、約 2 年半に及ぶ

と予定してございます。

そのため、ただいまごらんのパージ、15 節にございます工事請負費 1 億 9,100 万円とは、今先ほど工事請負費の一部と表現させていただきましたように、まず本年度分における「埋立処分地建設工事」に要する費用でありまして、さらに、翌年度以降、平成 31 年度から 32 年度にかけて、限度額 25 億 2,260 万円を債務負担行為として設定しているものであります。

したがいまして、「埋立処分地建設工事」に要する費用は全部で約 27 億円余りとなります。

なお、その債務負担行為として翌年度以降、32 年度にかけての限度額における財源内訳に関する調書は 26 ページに、また、約 2 年半に及ぶ「埋立処分地建設工事」の工事明細は最後の 27 ページに、さらに、その工事箇所図は、別途お手元に配付しております参考資料の 2 ページに掲載しておりますので、恐れ入りますが、よろしく願いいたします。

続いて、予備費でございますが、前年度と同額の 100 万円を計上してございます。

そして、最後に次の 22 ページから 25 ページにかけては給与費明細書を記載させていただいています。

恐れ入りますが、説明は割愛させていただきますので、御了承のほどお願いいたします。

以上で、平成 30 年度紀南環境広域施設組合一般会計予算についての補足説明を終わらせていただきます。

どうかよろしく願い申し上げます。

○議長（小川浩樹君）

説明が終了いたしました。

これより質疑に入ります。

質疑はありますか。

（「あり」の声あり）

○議長（小川浩樹君）

13 番 溝口耕太郎君。

○13 番（溝口耕太郎君）

それでは予算書20ページ19節よろしくお願
いします。

その前に組合の職員の皆さん、ずっと大変だ
ったと思います。

先ほど管理者からもお話がございましたよう
に、私は10年くらいかなと思っていたのですが、
13年であったと。

用地交渉にあたっては組合の職員の皆さんに、
その時その時御報告いただきました。

一日でも早く済めばなと思っていた次第で
ございますが、本当に大変だったと思います。

改めまして、お礼申し上げたいと思います。

その上で、老婆心ながら事務局の方針をお伺
いしたいと思います。

今、申しあげました19節負担金補助及び交付
金の方で、振興事業費の負担金4,400万ほど計上
されています。

この事は、先ほど管理者が冒頭申されました
ように、地元地区の協力があってのことだと思
う訳であります。

そういったことで、地域振興事業費が計上され、
これから工事が始まるかと思うのですが、そこ
で私が一番懸念しなければならない事が、我々
組合議会、関係者、議員含めて、地域振興事
業費の推測や憶測で地元に対し多額の振興事
業額が動かされるわけですが、地元に対する
発言は十分慎まなければならないと思
う訳であります。

憶測や推測が地元の皆様の耳に入ったりする
ことは、気分を害されると思います。

事務局の皆様にもお願いがございます。

田辺市には自治会等が数多くあると思
います。市の中でも他の地域から処分場
地域に対し、誹謗中傷とまではい
かないが、そういった発言が出
ないよう、今後この事業を進める
にあたって、担当者の皆様には
十分配慮していただきたいと思
いますので、そこら辺のお考え
方がありましたら少しお聞かせ
願いたいと思います。以上であ
ります。

○議長（小川浩樹君）

事務局長 小郷彰豊君。

○事務局長（小郷彰豊君）

はい、議長。番外局長、小郷。

ありがとうございます。

ただいまの議員からの懸念とい
いますか、御意見でございます
けれども、我々もその辺は十分
留意の上、以前から進めてお
りますとともに、田辺市のい
わゆる連絡協議会でも稲成で
処分場の建設を進めているこ
とは知っておられることな
どから、御理解していただける
ものと考えてございますので、
その辺は御心配ないと思
います。

○13 番（溝口耕太郎君）

はい、結構です。

○議長（小川浩樹君）

よろしいですか。

○議長（小川浩樹君）

23番 大屋一成君。

○23番（大屋一成君）

はい、建設工事についてお聞
きしたいのですが、通し1億9
千万、全体では27億。

これの業者の選定の仕方につ
いて聞きたいのですが、10市
町で構成している広域組合の中
で建設工事での選定の仕方につ
いて、どのような働きかけを
するのかをお願いします。

○議長（小川浩樹君）

事務局長、小郷彰豊君。

○事務局長（小郷彰豊君）

はい、番外局長、小郷。

ただいまの大屋議員の御質問
でございますけれども、まず我
々としましては、本日のこの
議会におきまして計上しまし
たように、まずは工事予算1
億9千100万円並びに債務
負担25億2,260万円を
まず取得させていただくこ
とが前提です。

その上で、今のご質問ですけれども、本組合におきましては入札方針というのを定めております。

その中で、入札審査委員会というのを設ける規程がございます。

具体的に申し上げますと、入札審査委員会というのは10市町の入札にかかわる組織の長、並びに建設関係になると思いますが、その組織の課の長など、規程で15名以内のメンバーで構成する入札審査委員会を開催しまして、入札参加資格要件を決めて公告後に入札という手順を進めてまいるように考えてございます。

○議長（小川浩樹君）

よろしいですか。

○23番（大屋一成君）

はい。

○議長（小川浩樹君）

8番 久保浩二君。

○8番（久保浩二君）

はい、先ほど出ました負担金補助及び交付金のところで地域振興事業費負担金ということであるいろいろ発言されたのですが、そういうことが出ないような市民の皆様からみて適切な形の地域振興費という金額であったら、先ほど言われたいろいろな事が出てくることは無いというふうに理解しますので、その辺について当局の考え方をお聞かせ願います。

○議長（小川浩樹君）

事務局長、小郷彰豊君。

○事務局長（小郷彰豊君）

はい、番外局長、小郷。

ただいまの議員の質問でございますけれども、我々の方でも他の地域からそのようなことが出ないよう、地元の方々からの御要望は、真摯に検

討の結果をもとにした適切な地域振興事業とその費用であると考えてございます。

そういうことで御理解のほどよろしく願いいたします。

○議長（小川浩樹君）

よろしいですか。

○8番（久保浩二君）

はい。

○議長（小川浩樹君）

他に、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小川浩樹君）

質疑なしと認めます。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小川浩樹君）

討論なしと認めます。

それでは、お諮りいたします。

1 定議案第4号は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小川浩樹君）

異議なしと認めます。

よって、1 定議案第4号は、可決いたしました。

閉 議

○議長（小川浩樹君）

以上をもって、本定例会に付議されました議案は、すべて議了いたしました。

他に、発言その他ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（小川浩樹君）

それでは、これをもって、平成30年第1回紀南環境広域施設組合議会定例会を閉会いたします。

皆様方、どうも御苦労さまでした。

午後 1時37分 閉 会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成30年2月22日

紀南環境広域施設組合

議 長 小 川 浩 樹

議 員 辻 成 紀

議 員 淡佐口 幸 男